

◎新潟県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 小猿屋黒井停車場線

2 供用開始の区間

上越市大字福田字一の坪67番2から同市頸城区西福島字古城三の丁155番1まで

3 供用開始の期日 令和6年3月22日